

医療介護総合確保促進会議開催要綱

1. 目的

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号。以下「医療介護総合確保促進法」という。）において、厚生労働大臣は、地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（以下「総合確保方針」という。）を定め、地域における医療及び介護の総合的な確保の意義及び基本的な方向、医療介護総合確保促進法第6条の基金を充てて実施する都道府県事業に関する基本的な事項等を定めることとされている。

また、総合確保方針の案を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、医療又は介護を受ける立場にある者、都道府県知事、市町村長、医療保険者、医療機関、介護サービス事業者、診療又は調剤に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされている。

このため、総合確保方針の作成等に当たって、これらの関係者の意見を反映させるための会議を、厚生労働省医政局長及び厚生労働省老健局長の協力を得て、厚生労働省保険局長が開催する。

2. 検討項目

- (1) 総合確保方針の作成又は変更について
- (2) 医療介護総合確保促進法に定める基金の用途及び配分等について
- (3) その他医療及び介護の総合的な確保に関する事項について

3. 構成

- (1) 会議は、医療又は介護を受ける立場にある者、都道府県知事、市町村長、医療保険者、医療機関、介護サービス事業者、診療又は調剤に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者から構成する。
- (2) 厚生労働省保険局長は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

4. 会議の運営

- (1) 会議の議事は、別に会議において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (2) 会議の庶務は、医政局及び老健局の協力を得て、保険局において処理する。
- (3) この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議において定める。